

こくみん ねんきん

老齢基礎年金について

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が、10年以上ある場合65歳から受け取ることができます。

老齢基礎年金の年金額（令和7年4月分から）

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

昭和31年4月1日以前に生まれた方
年金額(満額) / 829,300円

昭和31年4月2日以降に生まれた方
年金額(満額) / 831,000円

保険料の免除等を受けた期間や未納期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が少なくなります。

繰上げ受給

老齢基礎年金は、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、繰上げ受給の請求をした時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

繰下げ受給

老齢基礎年金は、希望すれば66歳以後75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。

特別支給の老齢厚生年金について

昭和60年の法律改正により、厚生年金保険の受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられました。受給開始年齢を段階的に、スムーズに引き上げるために設けられたのが「特別支給の老齢厚生年金」の制度です。なお、在職中の方は報酬によって年金額が支給停止となる場合があります。

「特別支給の老齢厚生年金」を受け取るためには以下の要件を満たしている必要があります。

①

男性の場合
昭和36年4月1日
以前に生まれたこと

②

女性の場合
昭和41年4月1日
以前に生まれたこと

③

老齢基礎年金の
受給資格期間
(10年)があること

④

厚生年金保険等に
1年以上加入
していたこと

⑤

受給開始年齢に
達していること

▶▶▶ お問い合わせ先 ◀◀◀

役場住民生活課住民年金係 ☎ ⑦ 1 0 8 4 支所町民福祉課町民係 ☎ ⑧ 3 1 1 1

～ 森町での事業概要 ～

- ◆相談支援センターエブリデイ（指定相談支援事業）
亀田郡七飯町本町4丁目20番2号
 - ◆地域活動支援センターながま〜（森町委託事業）
茅部郡森町字新川町221番地1
 - ◆就労支援センター CREATE ハウス（就労継続支援事業）
茅部郡森町字新川町200番地6
- （複合施設 であいの森）
- ※就労支援センター-WORKハウス（就労継続支援事業）
茅部郡森町字新川町280番地2
 - ※グループホームノエル／ゆくり・あゆむ・ウェル・あかり
共同生活援助事業一介護サービス包括型一
茅部郡森町字新川町280番地2
- グループホーム桜木／グループホーム木の葉
茅部郡森町字上台町177番地

高度地域福祉社会の実現をめざして！



社会福祉法人
道南福祉ねっと

指定障害福祉サービス事務所
本部：亀田郡七飯町本町4丁目20番2号
TEL：0138（86）7118
FAX：0138（65）7041

E-mail：donanet@amber.plala.or.jp
URL：https://donanfukushi.or.jp

正職員募集 福祉の未来を創造してみませんか！

（資格）専卒・介護福祉士等（高卒・無資格の方応募可）
自動車普通免許 ※年齢不問
（給与）介護福祉士／基本給 175,000円～
処遇改善手当／35,000円
資格手当／10,000円～
宿直手当／1回当／8,000円
（内容）障がい者の生活支援・作業支援・送迎・事務作業等
（時間）シフト制 例）9：00～18：00
（休日）週休2日制（シフト制）
（待遇）社保完備、退職共済加入 ※昇給年1回、交通費規程
住居手当、扶養手当、特別勤務手当ほか
勤続6ヶ月後、賞与年2回、年次有給休暇10日～
～ご一報をお待ちいたしております～
TEL：01374（2）3378（森町担当：浅利）
TEL：0138（86）7118（法人担当：高橋）

有料
広告